右の者に対する窃盗、非現住建造物放火、住居侵入被告事件(昭和四九年(あ) 第一四号)について、被告人から裁判官大隅健一郎、同下田武三を忌避する旨(標 題は解任請求)の申立があつたが、その申立に原因を示していないので不適法であ る。

よつて刑訴法二四条一項、刑訴規則九条二項により、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主文

本件申立を却下する。

昭和四九年四月二五日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	健	隅	大	裁判長裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官
夫		康	上	岸	裁判官